令 和 ８ 年 ５ 月
総 務 省 消 防 庁

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

１． 改正の趣旨

今般、国家公務員災害補償法に基づく「人事院規則一六―〇（職員の災害補償）」（昭和 48 年人事院規則 16-0。以下、「規則」という。）第 31 条第１項で規定する葬祭補償の額が改定された。

これを受け、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号。以下「令」という。）において、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額（規則第 31 条第１項を参考に規定しているもの）の改定を行う。

２． 改正の概要

○　令第 11 条に規定する非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を次のとおり改定する。

令第 11 条における 改定前の定額部分の額	令第 11 条における 改定後の定額部分の額
315,000 円	330,000 円

３． 施行期日等

公布予定日：令和８年５月 27 日
施　行　日：令和８年５月 27 日（公布日施行）
適　用　日：令和８年４月１日